

地域版 J-クレジット制度の変更・更新申請に関する報告・審議

1. 地域版 J-クレジット制度の変更に関する報告について

第 5 回運営委員会における審議結果を踏まえ、新潟県版 J-クレジット制度及び高知県版 J-クレジット制度において、各制度管理者が実施要綱の変更を行った。

事務局及び制度管理者は当該変更が運営委員会の審議結果に則したものであることを確認した。

2. 地域版 J-クレジット制度の更新に関する承認手続きについて

地域版 J-クレジット制度の更新申請があった場合の承認までの手続きは、実施要綱に定めるとおり。

(1) 更新に関する手続き

- ・ 地域版制度運営主体が地域版制度の更新を希望する場合は、承認期間内に地域版 J-クレジット制度更新申請書を制度管理者に提出する。
- ・ 制度管理者は、地域版制度運営主体により適切にプロジェクト登録及び認証が行われているかを確認するため、年に 1 回以上実地確認等を実施する。

【実施要綱】

3.5 地域版Jークレジット制度の概要

3.5.4 承認後の措置

- ① (略)
- ② 承認後、地域版制度運営主体により適切にプロジェクト登録及び認証が行われているかどうかを確認するため、年に1回以上制度管理者が実地確認等を行う。
- ③ 実地確認等の結果を踏まえ、地域版制度運営主体によるスキームの運営が適切でないと制度管理者が判断した場合には、地域版制度運営主体に対し、改善を求めることができる。この場合、運営主体はその指示に従わなければならない。

3.5.5 地域版制度の承認基準

地域版制度運営主体は、プロジェクト登録及び認証に係る手続について、以下の要求事項を定めた地域版制度実施要綱を策定すること。ただし、地域ごとの状況に応じ、地域版制度運営主体は、要求事項を追加的に定めることができる。

(1) 地域版制度の運営体制

プロジェクト登録及び認証を行うための専門性を有する有識者からなる委員会又はこれに準ずる会議体（以下「委員会等」という。）を設置すること。

(2) 対象方法論の種類

地域版制度が対象とする方法論の種類を明示すること。

(3) 手続

地域版制度の下でプロジェクト実施者が排出削減・吸収量の認証を受ける場合の手順は、本実施要綱 3.1.3 から 3.1.8 までの手順に準じること。(略)

3.5.7 承認の有効期限

承認された日の属する年度の3月31日までを有効期限とする。

3.5.8 更新手続

- ① 地域版制度運営主体が地域版制度の延長をし、再度承認を希望する場合、有効期限内に、地域版Jークレジット制度更新申請書を制度管理者に提出する。
- ② 制度管理者は、更新申請書の内容及び実地確認等の結果についての運営委員会での審議を踏まえ、3.5.5で規定する承認基準を満たした実施要綱を作成していること及び当該実施要綱に従って地域版制度の運営が行われていると認められる場合、再承認する。

3. 更新申請

(1) 申請状況

更新申請された地域版Jークレジット制度は下記のとおり。

地方公共団体名	制度名	申請日	受理日
新潟県	新潟県版Jークレジット制度(新潟県における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度)	平成27年 3月9日	平成27年 3月10日
高知県	高知県版Jークレジット制度(高知県における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度)	平成27年 2月20日	平成27年 2月24日

(2) 確認事項

<新潟県>

文書確認(承認基準を満たした実施要綱か否か)及び実地確認(当該実施要綱に沿って運営が行われているか)の結果、更新申請に当たり特に問題がないことを確認した。

<高知県>

文書確認(承認基準を満たした実施要綱か否か)の結果、更新申請に当たり特に問題がないことを確認した。

4. 参考情報(地域版Jークレジット制度の実績)

(更新申請日現在)

項目	新潟県	高知県
登録申請件数	2件	11件
登録件数	2件	11件
認証件数	0件	0件
認証量	—	—